

入会及び会員年会費に関する規程

(会員種類)

第1条 会員の種類は、正会員として個人、法人等会員及び賛助会員の2種とする。

2 法人会員においては、複数の病院、事業所等を有する場合、次の2種とする。

(1) 法人における複数事業所のうち1ヶ所を経営主体と定める。

(2) 前号の経営主体と住所地を異にする病院・診療所・老人保健施設・訪問看護ステーション等を運営主体と定める。

3 賛助会員は、本協会の活動等に賛助する個人及び団体等と定める。

(入会手続き及び会員資格の取得)

第2条 会員として入会する者は、ホームページまたは、FAX 等により本協会事務局まで入会申込の手続き及び次条に定める会費等を納めるものとする。

2 会費納入をもって、入会手続きの完了、正会員及び賛助会員としての資格を取得する。

(会員資格の更新及び期間)

第2条の1 会員資格は、当該年度の会費納入を完了することにより更新される。

2 会員資格期間は、次のとおりとする。

(1) 会員資格期間は、原則、4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

(2) 会員資格期間の始期は、新規入会会員は、第2条第2項の完了日からとし、更新会員は、更新年度の4月1日とする。

(3) 会員資格期間の終期は、新規及び更新会員とも当該年度3月31日とする。ただし、更新年度の会費納入締切日までその終期は、猶予される。

(会費滞納による会員資格喪失)

第2条の2 定款第9条第3項に定められた会費滞納による会員資格喪失は、次のとおりとする。

2 新規入会会員は、入会手続き完了日から2年を過ぎた年度の9月30日または、3月31日をもって会員資格を喪失する。

3 会員歴1年度経過した会員は、翌年度の4月1日を始期とし、会費滞納2年目の年度の3月31日をもって会員資格を喪失する。

(会費)

第3条 会費は、入会金、年会費の2種類とし、各項に定める。

1 個人会員の年会費は、5,000円とする。

一般社団法人

日本訪問リハビリテーション協会

- 2 法人会員の入会金は、20,000 円とする。なお、法人入会金は、経営主体及び運営主体のどちらかのみ入会の場合、納めるものとする。
- 3 法人会員（経営主体及び運営主体のみ入会の場合）の年会費は、20,000 円とする。
- 4 法人会員（運営主体の入会が2ヶ所目以降、1ヶ所毎）の年会費は、10,000 円とする。
- 5 賛助会員の年会費は、30,000 円とする。
- 6、本条第2項を除き、入会時期が、事業年度の10月から翌年3月末の場合、各項の定める年会費を半額とする。

（会費納入）

第4条 会費の納入は、会費請求書に基づき、定められた期間内に本協会の指定した金融機関等の指定口座に振込等により納めるものとする。

- 2 納入された会費等は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。

（規程の改定）

第5条 本規程の改定に関する事項は、理事会の議決による。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。